

2021年（令和3年）度 臨床実習指導者講習会のおしらせ

2020年度は4回すべてZoomを活用したオンライン形式にて開催し287名が修了しました。2021年度もオンライン形式として計3回を予定しております。よろしくお願ひ申し上げます。

	第1回	第2回	第3回
講習会日程	2021年 7月24-25日	2021年 10月23-24日	2021年 11月から12月
募集開始	-	8月16日（月） 9時より	未定
募集締切	5月28日（金） 21時まで	8月27日（金） 21時まで	未定
募集人数	80名	80名	30名
申込用 QRコード			

受講基準： 実務経験4年以上の方※「4年目」では受講することはできません）
パソコンで参加できる方（タブレット・スマホは不可）

受講料： 県士会員（2021年度会費納入者）-無料
その他-8000円

資料代： 1,000円（OT協会作成の資料です）

応募者多数の場合は①から③の有資格者を優先します

- ①静岡県作業療法士会員
- ②認定・専門作業療法士資格取得者
- ③基礎講習修了者

ご質問やご不明な点は→

問合せ先：
教育部 村岡健史（常葉大学）
t-mura@hm.tokoha-u.ac.jp



2021 年度 厚生労働省指定 臨床実習指導者講習会プログラム

<1 日目>

7:30～	受付
8:15～8:30	開会 オリエンテーション(講習会の進め方)
8:30～9:00 (30分)	講義 1 理学療法士、作業療法士養成施設における臨床実習制度論 意義・目的・内容・仕組み
9:00～10:00 (60分)	演習 1 一般目標と行動目標
10:00～10:10 (10分)	休憩
10:10～11:10 (60分)	講義 2-1 臨床実習指導方法論① 学生の特徴と対応 対象者の捉えかた 臨床実習指導のあり方
11:10～12:10 (60分)	講義 2-2 臨床実習指導方法論② 見学・模倣・実施プロセスと指導ポイント コーチング・ティーチング
12:10～12:30 (20分)	休憩
12:30～14:00 (90分)	演習 2 基本的態度・臨床技能・臨床の思考過程の見学・模倣・実施の実践
14:00～14:10 (10分)	休憩
14:10～14:40 (30分)	講義 3 臨床実習における管理・運営 臨床実習の基本構造、ハラスメント、リスク管理、個人情報の保護
14:40～15:40 (60分)	演習 3 ハラスメント防止
15:40～15:50 (10分)	休憩
15:50～16:50 (60分)	講義 4 臨床実習における学生評価 教育評価の意義 学生評価とは 評価の側面と役割(OSCE の活用)
16:50～18:20 (90分)	演習 4 臨床実習における学生評価の実際 重点ポイントの整理および実習遂行が困難な学生への対処法

<2 日目>

8:30～9:00 (30分)	講義 5 職業倫理および連携論 多職種連携・チームワーク論、卒後教育との関連
9:00～10:00 (60分)	演習 5 多職種連携
10:00～10:10 (10分)	休憩
10:10～11:10 (60分)	講義 6 臨床実習指導方法論③ 生活行為向上マネジメント(MTDLP)
11:10～11:20 (10分)	休憩
11:20～12:50 (90分)	演習 6-1 MTDLP によるマネジメント過程の実践
12:50～13:00 (10分)	休憩
13:00～14:30 (90分)	演習 6-2 事例報告書の作成 事例報告書の作成指導・報告の仕方 臨床思考過程の理解と指導
14:30～14:40 (10分)	休憩
14:40～16:10 (90分)	演習 7 作業療法参加型臨床実習の理解 作業療法参加型実習のあり方
16:10～16:20 (10分)	閉会・事務連絡

* 演習 2 と演習 6-1 は昼食を取りながら実施致します。

臨床実習指導者の要件変更について（解説）

この度、理学療法作業療法養成施設学校指定規則が改正されました。

（新）指定規則は2020年度に入学した学生に対して適用となります。

< 臨床実習指導者の要件改定 >

改定前： 作業療法士として業務に3年以上従事した者

↓

改定後： 作業療法士として業務に5年以上従事した者 かつ
厚生労働省主催（指定）の臨床実習指導者講習会を修了した者

※講習会等を修了した者

- ① 厚生労働省指定臨床実習指導者講習会（OT 協会または県士会）を修了した者
- ② 認定作業療法士のうち平成 29 年度末までに指定講習会免除申請をした者
- ③ 認定作業療法士取得研修修了者のうち平成 29 年度末までに指定講習会免除申請をした者
- ④ 臨床実習指導者研修会中・上級コースを修了した者
- ⑤ 理学療法士作業療法士言語聴覚士養成施設教員等講習会を修了した者

2020年4月入学の学生が2年次以降に実施する実習より上記要件が適用されることとなります。したがって、実習施設が実習生を受け入れるためには、（新）指定規則に則った臨床実習指導者が在籍していることが必須となります。

そこで、静岡県作業療法士会・静岡県理学療法士会・全国リハビリテーション学校協会静岡支部の3団体で協議会を立ち上げ、臨床実習指導者都道府県講習会を運営することになりました。新指定規則適用までの2年間に県内では400名程度の臨床実習指導者を養成していくことが求められています。

以上

お問い合わせ先：
静岡県作業療法士会 教育部
村岡健史(常葉大学)
t-mura@hm.tokoha-u.ac.jp